

令和4年度 第3回 東秩父村上下水道事業審議会 議事録

開催日時：令和5年2月3日（金）

13時30分～16時08分

開催場所：東秩父村役場 大会議室

1 開会

建設課長

2 答申書の提出（村長欠席のため副村長代理授与）

3 議事

会長の進行（東秩父村上下水道事業審議会条例第6条の規定による）

（1）事業者との協議の結果について

事務局

前回の審議会で合併処理浄化槽設置管理事業に置いて収支のバランスを見直すため、保守点検を現状10人槽以下年4回から法令規定の3回へ変更する提案をし同意を得た。そのうえで、村の事業を行っている全ての保守点検業者を集めて協議を実施した。その結果を報告する。

○意見交換の結果

保守点検の回数について

- ・3か月に1回から4か月に1回に減ることで緊急対応の回数が増加する。
- ・点検までの期間が長くなることで浄化槽の消毒薬の補充が間に合わない。
- ・臭気等日常生活に支障が生じる。
- ・サービスの低下により料金改定を行う際の支障になる。

清掃時の汲取り量

（現状平均1年3か月に1回から法令遵守の1年に1回とした場合）

- ・メーカーの取扱基準に則って作業を実施しているため、作業期間が短くなつても汲取り量に変化はない。

清掃量の定額化について

- ・清掃量を定額化した場合、1基ごとに処分施設に運んでいた事業者の清掃作業の効率化が図れることを確認した。作業の効率化を加味した清掃単価見積りを依頼している。

事務局

保守点検の回数を減らすことで収支の改善を図ろうとしたが、意見交換をする中で、1回の点検期間を延ばすことで消毒液の補充不足や臭気などによる緊急対応が増える可能性が非常に高いと予想された。また、1回に係る点検の負担が増えることで保守点検料に関しても今の単価では難しいと回答を得た。

今後、使用料の値上げを検討する中、サービスの質が低下し使用料が値上げとなると住民の理解を得られないと考えた。したがって今まで通り年4回の保守点検を実施する必要があると考えている。

委員

前回の話で保守点検を4回から3回へ減らすと審議会で決めたのではなかったか。また今回変わってしまうのか。

事務局

前回は保守点検を4回から3回へ減らす提案をし、検討するという同意を得ていた。そのうえで村の事業を行っている全ての点検業者を集めて協議を行ったが、事業者からは、保守点検回数が減ることで緊急対応の増加や1回の点検に係る作業負担増による単価の見直しは避けられないとのことであった。

委員

緊急対応がそれだけ増えるのか疑問である。赤字経営の中で東秩父村の現状もよく伝えながら点検業者と協議してほしい。

事務局

村としても経営の部分で保守点検に限らず歳出を抑えるような提案を引き続き考える。再度、点検業者についても村の状況を理解してもらうよう努める。

委員

是非お願いしたい。使用料を値上げするのはやむを得ないと考えるが、住民の納得を得ないといけない。4回から3回に減らす中で点検業者は何が大変なのか。

人口減少で各家庭の使用人数も設置当初より減ってきている。使用量が減って汚泥の量も減っていると想定される。

事務局

点検業者との協議の中に消毒薬の問題があり、現在の点検回数でも、点検時に消毒薬が切れることがある。夏場は特に消耗する。1か月延びることで間に合わなくなったり臭気トラブルや放流水の水質維持ができなくなることが想定される。

委員

それなら消毒薬を足す作業をしてもらえばいいのではないか。単価設定をして補充作業のみをお願いする。あるいは消毒剤の容器を大きいものに変えたりできないのか。そういういたものを検討してほしい。

事務局

頂いた意見も踏まえて、引き続き点検業者と協議する。

会長

保守点検回数を変更した場合の単価も踏まえて比較検討してほしい。

清掃についてだが、村設置浄化槽の規格では汚泥40cmが清掃の目安と記憶している。先月自宅の浄化槽汲取りの際に清掃業者に汚泥の量を確認したら15cmと言われた。現在自宅には7人槽が設置しており、設置当初は5人が住んでいた。しかし今は2人である。1年に1回清掃をするという法律があるのは理解できるが、そういう家庭の使用状況も加味してほしいというのも1回の汲取り料の負担が数万円かかることからも理解できる。

委員

住んでいる人が少なくなれば汚泥の量も減る。そういういた人槽にそぐわない世帯もある。法令だからというのには理解が難しい。

会長

保守点検においても、事業発足当時地域の実情を踏まえて保守点検回数を4回に設定した経緯がある。法律も大事だが地域的な事を加味していくことも業者と検討してほしい。

(2) 今後の審議委員について

- ・現在欠員となった委員については新たに着任する行政区長会長に引き継いでいただけるよう事務局で打診をする。
- ・追加委員として、新たに着任する在家一区区長に事務局で打診をする。
- ・現在の委員については、任期が終わるまでは区長が交代しても委員を継続していただく。
- ・皆谷上、下区の新しい区長にも声かけをさせていただくことで了承を得る。

(3) 令和5年度当初予算について

・合併処理浄化槽設置管理事業	総収入 63,283千円
	総支出 69,621千円
新規整備予定	

5人槽 3基
7人槽 3基
10人槽 2基 (合計8基予算計上)

・簡易水道事業 総収入 231, 405千円
総支出 257, 306千円

主な予定事業

大宝浄水場緩速搅拌機更新工事	5, 618千円
簡易水道事業整備計画見直し業務	5, 665千円
村道2-5号(小安戸)線配水管布設工事(第2工区)	3, 546千円
朝日根地区配水管布設替工事(第5工区)	33, 779千円
水道施設遠方監視装置更新工事	52, 556千円

予算計上

委員

水道施設遠方監視装置更新工事というのはどのような工事ですか。

事務局

各水道施設の稼働状況を担当の携帯電話で確認できるシステムであり、非常に重要な役割を担っている。本来水道施設は絶えず職員が監視しなければならず、当村では浄水場だけでも8か所あり、多大な人件費を掛けずに遠方監視システムを導入することで人件費等コスト削減に繋がっている。

委員

52, 556千円も掛けてシステムを入れる必要があるのですか。

事務局

こちらのシステム 자체は既に20年前に導入済で稼働している。当時も今回と同額程度の工事費を単費で整備したが、20年経過し、故障の頻度が高く正常に機能していないことが増えてきた。仮にすべての水道施設に職員を1人ずつ常駐した場合、年間8千万円から1億円程度の人件費が掛かる。

委員

今回は更新ということですか。

事務局

はい。今回は「デジタル田園都市国家構想推進交付金」の対象になる可能性があり申請中である。こちらの申請が通れば事業費の半額の支出となる。

委員

理解した。

委員

水道事業整備計画見直し業務委託というのはどういう内容ですか。

事務局

今後施設をどの様に整備していくべきか根拠を持って計画するための業務委託である。

委員

5,665千円も掛けて業務委託する必要があるのか。職員で行えるのではないか。

事務局

職員がこの業務だけを行えるのであれば検討もできるが、今いる人数の中でこの業務を行うのが難しいということでの業務委託となる。

委員

今の説明では納得しかねる。業務委託の必要があるのか。変更を検討できないか。

委員

県内の水道業務を扱うものとして参考に話をさせていただくと、こういった業務を委託で行うというのは通常の話である。何故かというと、東秩父村の水道事業に従事する職員の人数は2名ということで、規模が小さいというのもあるが県内で一番少ない状況である。さいたま市であれば100人以上いる。そのさいたま市でも業務委託を行っている。もちろん職員が業務を行ってもいいが、他の業務を沢山抱えながら、尚且つ水理計算や耐震計算などとなってきた場合に難しい部分がある。技術的にも業務を委託することで、結果に対しての責任を取ってもらえるということと、他の業務を円滑に行えるというのがあり業務委託が一般的である。ただ、業務委託の金額や時期に関しては慎重に議論する必要があるとは思う。

委員

理解した。

委員

冒頭の浄化槽法令の話だが、保守点検の回数や清掃について地域特性もあると理解するがベースはやはり法令遵守だと考える。

事務局

浄化槽の清掃は年1回以上と義務付けられている。法令でそう規定され、村としては年1回の清掃を実施するべきだと考えている。

(4) その他について

次回審議会

日程：令和5年6月23日（金）午後1時30分より

内容：令和4年度決算の説明

会長

本日の資料の中に東秩父村上下水道審議会意見書の用紙があり、意見があればこちらに記載し提出でよろしいか。

事務局

はい。資料も多いので今月末目安で何かお気づきの点がございましたら返信願います。

会長

提案ですが、次回の審議会で、8か所ある浄水場の現場について審議委員の皆さんを案内していただくというのはいかがでしょうか。

事務局

皆様がよろしければ問題ない。しかし、8か所すべてというのは時間の都合上難しい。

会長

今議題にあがっている入山や帶沢、西地区の白石浄水場を提案したい。

事務局

決算書の説明もあるので、どの施設を見ていただくかスケジュールなども事務局でよく相談したうえで決めたい。

4 閉会